

サバティカル期間における研究経過・成果報告書

2024 年 4 月 15 日

国立大学法人茨城大学長 殿

所属・職名 人文社会科学野 講師

氏 名 伊藤純子

下記のとおり、サバティカル期間が満了しましたので、研究経過・成果等を提出いたします。

サバティカル制度を
利用した期間

2023年 4月 1日 ～ 2024年 3月 31日

①研究経過について
（利用期間を月単位
などに区分して、具体
的な研究経過を記入
して下さい。）

4月 9月締切の紀要に掲載する論文の執筆に向けてサバティカル先の東大の図書館で資料収集を行った。
5月 ヘイトスピーチ規制に関するフランスの憲法院判例について考察し、それを基に論文執筆を行った。
6月 ヘイトスピーチ規制に関するフランスの憲法院判例について考察し、それを基に論文執筆を行った。
7月 ヘイトスピーチ規制についてフランスの学説を考察し、それを基に論文執筆を行った。
8月 ヘイトスピーチ規制についてフランスの学説を考察し、それを基に論文執筆を行った。
9月 ヘイトスピーチ規制についてフランスの学説を考察し、それを基に論文執筆を行い、紀要に論文を投稿した。
10月 9月締切であった論文の校正を行い、共著執筆のための準備のために東大の図書館で資料収集を行った。
11月 収集した資料をもとにフランスの戦後保障と記憶について、とりわけ「記憶の法律」に関する論文執筆を行った。
12月 収集した資料をもとにフランスの「記憶の法律」に関する共著の執筆を行った。
1月 収集した資料をもとにフランスの「記憶の法律」に関する執筆を行った。
2月 収集した資料をもとにフランスの「記憶の法律」に関する執筆を行った。
3月 フランスに在外研究に赴き、現地の教授から最新のフランスの憲法状況を伺うことができた。また、共著執筆に向けて日本では入手困難な論文を収集することができた。

②研究成果について
（目標の達成状況及
び研究成果の公表予
定について記入して
下さい。）

フランスにおけるヘイトスピーチと表現の自由および刑事罰の是非について、憲法院の判例を基にフランスにおける学説を整理し、茨城大学人文社会科学論集3巻「ゲソー判決から見た現代フランスの「表現の自由」とヘイトスピーチ」（2024年2月）を公表することができた。
また、サバティカル期間中に一度フランスに在外研究に赴き、現地でフランスの教授との交流を通じて現地のヘイトスピーチ規制についての最新情報を得ることができた。また、パリ大学法学部附属図書館であるクジャス図書館で日本では入手困難な資料を収集することができた。それらを通じて、科研費のテーマである戦争記憶と戦後保障について共著執筆を計画、遂行中であり、2026年公表予定である。